



# 埼玉県報

第 2 4 9 8 号  
平成 2 5 年 6 月 7 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [旋盤に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [坂戸都市計画事業\(仮称\)入西東部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会\(環境政策課\)](#)
- [クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画下水道の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [IC免許証記載内容確認装置の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道越谷停車場線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(循環器・呼吸器病センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第八百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年五月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人福祉ファーム里山
- 三 代表者の氏名  
山本 量彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県蓮田市大字笹山五百八十番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、知的精神障害者等に対する生活支援及び就労支援を行うことにより、障害者の自立に関わる必要な環境を整え、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第八百六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

旋盤 13式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成25年10月15日（火）

### (4) 納入場所

埼玉県立川越工業高校、埼玉県立川口工業高校及び埼玉県立春日部工業高校

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 喜多・西岡 電話048-830-2721(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月26日(金)午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月25日(木)午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成25年7月26日(金)午前9時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年7月4日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年6月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

13 lathes

- (2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301

Phone: 048.830.2721

Date/Time: Friday, July 26, 2013, 9:00 am

- (3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: General Affairs and Procurement Group  
Bidding Services Division,  
General Affairs Department  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301 Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., July 25, 2013

In Person: Must be received by 5:00 p.m., July 25, 2013

# 告示

埼玉県告示第八百七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一件名

坂戸都市計画事業（仮称）入西東部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

ア 平成二十五年六月二十九日（土）午前十時から十一時まで

坂戸市役所 二〇一会議室

イ 平成二十五年六月二十九日（土）午後一時から二時まで

鶴ヶ島市役所 五〇四会議室

ウ 平成二十五年六月三十日（日）午前十時から十一時まで

東松山市役所総合会館 四階多目的ホールA

エ 平成二十五年六月三十日（日）午後一時から二時まで

鳩山町中央公民館石坂分館 集会室

オ 平成二十五年六月三十日（日）午後三時から四時まで

鳩山町中央公民館石坂分館 集会室

## 三 都市計画決定権者の事業者の氏名及び住所

坂戸市

坂戸市長 石川 清

坂戸市千代田一丁目一番一号

## 四 意見を聴こうとする事項

坂戸市が作成した坂戸都市計画事業（仮称）入西東部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見



# 告 示

埼玉県告示第八百八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

## 二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十五年十月六日

川越市大字今福千二百九十五番地二

川越南文化会館

ロ 平成二十五年十月九日

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県民健康センター

ハ 平成二十五年十一月二十四日

さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

## 三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十五年九月二十六日

春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 平成二十五年十月十七日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十五年十一月七日

さいたま市浦和区高砂三丁目十七番十五号

さいたま商工会議所会館

## 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料

五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料

四千五百円

# 告 示

埼玉県告示第八百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヒマラヤ新座店

埼玉県新座市新座都市計画事業新座駅南口第二土地区画整理事業五十五街区  
外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）開店後においても、周辺道路に路上駐車等のないよう周知徹底を図るともに、左折イン（入）、左折アウト（出）の徹底を行うため車両誘導員を配置し、交通事故・交通渋滞等が生じないよう配慮してください。

（二）集客促進等のためのはり紙、はり札、立看板等の屋外広告については、屋外広告物法、埼玉県屋外広告物条例、新座市屋外広告物条例等の法令を遵守し、街並みづくりに配慮してください。

（三）収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例で、アイドリング・ストップを行うよう駐車場利用者に対して周知することが義務付けられています。周知看板の掲出等を行い、環境保全に配慮してください。

（四）サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光等の不十分な光の氾濫がないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年七月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第八百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド埼玉新座店

埼玉県新座市野火止六丁目七百二十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

児童生徒通学路指定路における登下校時の車両の出入りについて、特に安全に配慮してください。

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年七月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第八百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画を変更する土地の区域

坂戸都市計画区域の区域

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年六月二十一日まで

# 告示

埼玉県告示第八百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画区域区分

## 二 都市計画を変更する土地の区域

坂戸市大字粟生田字白金の一部、大字戸口字村柏木、字白金、字新田及び字サイカチの各一部、大字中里字正天及び字稻荷の各一部、字尉殿の全部、字下河原の一部、大字塚崎字白銀、字稻荷、字高田、字下田及び字清水の各一部

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年六月二十一日まで

# 告示

埼玉県告示第八百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画下水道

## 二 都市計画を変更する土地の区域

坂戸市大字粟生田字白金の一部、大字戸口字村柏木、字白金、字新田及び字サイカチの各一部、大字中里字正天及び字稻荷の各一部、字尉殿並びに字下河原の一部、大字塚崎字白銀、字稻荷、字高田、字下田及び字清水の各一部

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県川越県土整備事務所、坂戸市都市整備部都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課、川越市上下水道局事業推進部下水道整備課

## 四 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年六月二十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第八百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構から飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第八百十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年六月三日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

青山 威司

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一九八二二二号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による



# 告 示

埼玉県告示第八百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年六月三日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

長谷川 一夫

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第六四一六号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

# 告 示

埼玉県告示第八百十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年六月三日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

土屋 勉

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第九〇八九号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

# 告 示

埼玉県告示第八百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
IC免許証記載内容確認装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
31,953,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年4月5日

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

越谷停車場線	路線名
越谷市弥生町八八九番地先から同市弥生町八九一番五地先まで	供用開始の区間
平成二十五年六月七日	供用開始の期日
平成二十三年一月二十一日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十五年五月二十日

指令川建セ第二四〇一三七一号

## 二 検査済証番号

平成二十五年六月三日

川建セ第二五〇〇二四号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下貉字前野六二一番一、六二三番一の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字中山一四二一番地九

大山 由香里

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇六七〇号

### 二 検査済証番号

平成二十五年六月五日

越建セ第一〇〇一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字荒田千八百九十九番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字荒田千九百番地二

亀井 洋



# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
亀田医療情報株式会社 東京都千代田区麹町4丁目8番地 麹町クリスタルシティ東館7階
- 5 契約金額  
91,287,588円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県選管告示第五十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年六月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年六月十一日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他